

【案件番号：550004381】

農地法施行規則及び農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令案

【総論：制度改革に対する基本的な立場】

環境エネルギー政策研究所（ISEP）は、営農が名目的または極めて不十分であり、実質的に発電事業が農地利用の主目的となっているような不適切案件に対して、農地法等に基づき厳格な指導・是正・撤去命令等を行う必要性は強く共有します。適切な営農の継続、事業管理体制、構造的安全性、撤去費用の確保、農業者への利益還元、地域社会との共生を確保することは、正当かつ極めて重要な政策目的です。

しかしながら、今回の省令改正案が示すように、市町村による基本計画の策定を絶対的な前提とし、未策定自治体における新規案件を事実上排除・停止させる仕組みを導入することは、適切な営農を志向する健全な地域案件や新規就農者まで一律に排除する結果を招きます。農地の適正な保全と再生可能エネルギーの調和的導入を真に実現するため、以下の通り意見を提出し、制度の修正を強く求めます。

【該当箇所】

農地法施行規則の一部改正案、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律施行規則の一部改正案、及び附則（経過措置に関する規定）

【意見】

市町村基本計画の未策定を理由として新規の営農型太陽光発電事業が全国的に停止（空白化）することがないように、十分な移行期間を確保するとともに、国の最低基準に基づく補完的手続及び自治体への実務的・財政的支援措置を整備すること。

【理由】

1. 基本計画未策定自治体における「制度の空白」と新規事業の事実上の停止
農山漁村再生可能エネルギー法に基づく基本計画の策定は法律上「任意」とされており、2026年3月末時点での策定自治体は全国34道県126市町村にとどまります。全国の基礎自治体の1割にも満たない状況です。基本計画の作成には、庁内調整、条例・規則整備、協議会の立ち上げ、地域住民・農業関係者との合意形成など多大な期間とリソースを要します。
現行の改正案附則では、施行後4か月間の経過措置が設けられているものの、この短期間で大半の未策定市町村が基本計画を策定することは行政実務上極めて非現実的です。その結果、4か月の経過措置が切れた後、基本計画を持たない市町村においては、いかに優良な営農計画や地域貢献性を備えた事業であっても、申請受付そのものが門前払いされる「制度の空白」が生じ、全国規模で新規の営農型太陽光発電が事実上凍結される深刻な事態が懸念されます。
2. 自治体の行政能力格差による再エネ政策の分断と民間投資の阻害
自治体ごとに再生可能エネルギーや農業政策に充てられる人員、予算、専門知識には大きな格

差があります。自治体の行政リソース不足や不作為が、意欲ある農業者や地域企業の参入を阻む「事実上の拒否権」として機能することは、国家的な気候変動対策・エネルギー自給率向上・農業所得向上という上位政策目標と著しく矛盾します。また、事業計画の予見可能性が失われることで、地域金融機関からの融資や電力需要家との PPA（電力購入契約）の締結が全国的に停滞します。

【具体的な修正案】

(1) 少なくとも 2 年間の実質的な移行期間の設定と旧手続の条件付き併用
最終的な国の運用指針、標準様式、自治体支援策が正式に公表・周知されてから、少なくとも 2 年間の移行期間を設けてください。この間、基本計画が未策定の市町村であっても、国が定める客観的な最低基準（営農計画の妥当性、撤去費用の担保、安全基準等）を満たす新規案件については、従来の農地法の一時転用許可手続を条件付きで利用できるよう、附則の経過措置を拡充してください。

(2) 国および都道府県による標準モデルの提示と強力な伴走支援
国は、市町村が速やかに基本計画を策定できるよう、標準基本計画ひな形、標準協議会規約、標準審査要領、標準スケジュールを速やかに示してください。また、地方農政局や都道府県が専門人材の派遣、技術的助言、地域協議のファシリテーションなどを実務面で直接支援する仕組みと、必要な予算・人員措置を講じてください。

(3) 事業者等からの基本計画作成提案に対する標準処理期間と理由提示義務
事業者や営農者から農山漁村再エネ法に基づく基本計画の作成または変更の提案を受けた市町村に対し、行政手続の透明性と予見可能性を確保するため、回答までの標準処理期間を定めるとともに、提案を採用しない場合には客観的かつ合理的な理由を書面で明示する手続を規定してください。

(4) 広域審査・代替審査メカニズムの創設
市町村単独での対応や専門審査が困難な場合、都道府県または国の地方農政局が代替的・広域的に設備整備計画等の審査を行う仕組みについて、必要に応じた制度的措置を講じてください。

【参考文献】

- ・農林水産省. (2026). 農地法施行規則及び農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令案（案件番号 550004381）.
- ・農林水産省. (2026). 農山漁村における再生可能エネルギー発電をめぐる情勢.
<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/renewable/energy/attach/pdf/index-211.pdf>